

「介護予防訪問介護相当サービス」重要事項説明書

当事業所は総合事業の指定を受けています。
(大分市指定 第4470101249号)

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 若草会
法人所在地	大分市大字野田306番地の2
電話番号	097-549-0012
代表者氏名	理事長 安東 真英
設立年月	昭和49年2月16日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問介護事業所・令和2年4月1日指定 大分市 4470101249号
事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごす事が出来るよう、訪問介護相当サービスを提供する事を目的とします。
事業所の名称	創生の里ヘルパーステーション
事業所の所在地	大分市大字野田269番地の1
電話番号	097-594-3612
出張所の名称	創生の里ヘルパーステーション 太平の里出張所
出張所の所在地	大分市南太平寺2丁目4番15号
出張所の電話番号	097-514-0031
事業所長(管理者)氏名	河部 修美
当事業所の運営方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要介護状態となる事の予防や改善のため適切なサービスの提供に努めます。
開設年月	平成12年4月1日
事業所が行っている他の事業	当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム創生の里 ・創生の里訪問看護ステーション ・創生の里訪問入浴サービス ・創生の里デイサービスセンター ・創生の里短期介護宿泊施設 ・介護保険サービスセンター創生の里 ・グループホームふく福

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 大分市及び由布市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前8時～午後6時
サービス提供時間帯	午前7時～午後10時

4. 職員の体制

当事業所では、お客様に対して指定予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職 種		常勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）		1	
2. サービス提供責任者		5	
3. 訪問介護員		5	26
資格内訳	(1) 介護福祉士	4	14
	(2) 訪問介護養成研修 (基礎研修) 課程修了者	1	5
	(3) 訪問介護養成研修 (ヘルパー2級) 課程修了者		7

5. 当事業所及び出張所が提供するサービスと利用料金等

(1) 当事業所が提供するサービスについて

当事業所及び出張所では、お客様のご家庭に訪問し、サービスを提供します。サービスには、介護予防訪問介護に相当するサービスの対象となるサービスと対象とならないサービスがあります。

＜介護予防訪問介護に相当するサービスの対象となる内容＞

★以下のサービスについては、身体介護・生活援助の区分を一本化するとともに、月単位の定額制となります。

①身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。

（例）入浴・排泄・食事介助など

②生活援助（困難な家事を行い日常生活上の自立に向けての支援を行います

（例）調理・洗濯・掃除・買い物等

★お客様に対する具体的なサービスの実施内容は、介護予防サービス・支援計画に基づいて、訪問介護予防計画に定められます。

<介護予防給付の対象とならないサービス>

主として家族の利便に供する行為、または家族が行うことが適当であると判断される行為

- a. お客様以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- b. 主としてお客様が使用する居室等以外の掃除
- c. 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- d. 自家用車の洗車・清掃 等

訪問介護員が行わなくても、日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- a. 草むしり
- b. 花木の水やり
- c. 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- a. 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- b. 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- c. 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- d. 植木の剪定等の園芸
- e. 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(2) 利用料金

介護保険負担割合証の「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」に記載された割合分をお支払頂きます。(1割・2割・3割)

サービスの平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

イ 訪問型サービス (Ⅰ) ※ 週1回程度の利用が必要な場合	・事業対象者 ・要支援1・2	1割負担 1,176円/月 2割負担 2,352円/月 3割負担 3,528円/月
ロ 訪問型サービス (Ⅱ) ※ 週2回程度の利用が必要な場合	・事業対象者 ・要支援1・2	1割負担 2,349円/月 2割負担 4,698円/月 3割負担 7,047円/月
ハ 訪問型サービス (Ⅲ) ※ (Ⅱ)を越える利用が必要な場合	・要支援2	1割負担 3,727円/月 2割負担 7,454円/月 3割負担 11,181円/月

(事業所及び出張所と同一建物等居住する利用者又は、1月当たりのヘルパー利用者が同

一建物に20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合10%の減算)

<加算等>

★初回加算：200円(単位)

新規でサービスを利用される場合、開始月に加算されます。

★介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

介護職員の処遇改善を目的とした加算です。

ひと月の所定額に24.5%が加算されます。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所及び出張所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に要した交通費はその実費を頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、燃料費の実費を頂きます。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料金は月単位の金額を、翌月ご請求致しますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 金融機関口座からの自動振替

ご利用できる金融機関：お客様のお取引のある金融機関

※振替手数料は、かかりません。

イ. 下記指定口座への振込

大分銀行 医科大学前支店 普通預金 5075009

(名義) 社会福祉法人 若草会

理事長 安東 真英

※振込手数料は、お客様の負担となります。

(5) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、お客様の都合により介護予防訪問介護に相当するサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

② キャンセル料は、利用予定日の2時間前までは無料です。

それ以降は、キャンセル料として、1回 500円をお支払い頂きます。

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、お客様の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議致します。

※ 台風・積雪等でヘルパーの移動に危険が伴う場合は、サービスの提供を中止する場合があります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定致します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供致します。

(2) 訪問介護員の交替

① お客様からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望される場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、お客様から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、お客様及びそのご家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものと致します。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

お客様は「5. 当事業所及び出張所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問型サービスの実施に関する指示・命令

訪問型サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問型サービスの実施にあたって、お客様の事情・意向等に十分配慮するものと致します。

③ 備品等の使用

訪問型サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使わせていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合などの電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、お客様の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求致します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はお客様に対する訪問型サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為及び医療補助行為② 各種支払や年金等の管理・金銭の貸借など、金銭に関する取扱い。③ お客様もしくはそのご家族等からの高価な物品等の授受や食事の提供④ お客様のご家族等に対する訪問型サービスの提供⑤ お客様もしくはご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他お客様もしくはそのご家族等に対する迷惑行為 |
|---|

7. 苦情の受付について

当事業所及び出張所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

創生の里ヘルパーステーション 管 理 者 河部 修美 電 話 097-594-3612 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時～午後6時 (1月1日～3日は除く) 創生の里ヘルパーステーション 太平の里出張所 電 話 097-514-0031 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時～午後5時 (1月1日～3日は除く)
若草会福祉サービス相談委員会 第三者委員 高橋 美佳 電話 097-583-2148 工藤 和代 電話 097-549-2466 安東 初代 電話 097-583-0724
大分市長寿福祉課 電話 097-534-6111 受付時間 (月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分
大分県国民健康保険団体連合会 電話 097-534-8470 受付時間 (月曜日～金曜日) 午前8時30分～午後5時

8. 緊急時の対応

訪問型サービスを実施中にお客様の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡するとともに、救急車を手配致します。

サービス提供中及びサービス提供中以外の緊急時対応については、別紙参照。

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問型サービスを実施中に事故が発生した場合は、市町村、お客様のご家族、お客様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
- (2) 訪問型サービスを実施中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 秘密保持について

事業所及び出張所の職員は正当な理由がない限り、介護の提供に際して知り得たお客様及びお客様のご家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は、退職後も同様です。

11. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業所及び出張所は、介護を適切かつ円滑にお客様に提供することを目的として、個人情報を用います。
- (2) 事業所及び出張所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、お客様及びお客様のご家族に関する個人情報を用いる場合があります。
 - ① 認定調査及び居宅サービス計画、また介護保険事業等の内容について、関係する都道府県、市町村、地域包括支援センター等委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 - ② 主治医・医療機関等が訪問型サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。
 - ③ その他の居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・ご家族等が、サービス担当者会議など、サービス提供上情報を用いる必要がある場合。
 - ④ 利用者及びその家族の求めに応じて、事業計画及び財務内容に関する資料・サービス提供記録等を開示致します。
- (3) 事業所及び出張所は、お客様に関する個人情報は適正に入手致します。またお客様及びお客様のご家族個人情報が含まれる記録物については、管理者の責任のもとに管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止致します。
- (4) 事業所及び出張所は、お客様の個人情報の開示要求、また、個人情報の変更・利用制限・訂正・削除に関すること、個人情報の管理上の苦情・相談について対応致します。
- (5) お預かりした個人情報は、お客様のサービスの向上、及びサービスの提供に係る契約後のサービスの実施やサービス担当者会議等において使用させて頂き他に流出したりすることのないよう適切・安全に取り扱います。
また、情報の変更・訂正・削除が必要な場合は当事業所までご連絡ください。

12. サービス利用における個人情報使用について

- (1) 使用する目的
社会福祉法人若草会が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、訪問介護サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- (2) 使用にあたっての条件
 - ①個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
 - ②社会福祉法人若草会は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- (3) 個人情報の内容
 - ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、社会福祉法人若草会が訪問介護を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報

②その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(4) 使用する期間

訪問介護契約書の契約期間とします。

13. 人権擁護、高齢者虐待防止について

事業所及び出張所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、定期的実施する研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

○人権擁護・虐待防止責任者

(担当職氏名)	管理者 河部 修美
電 話	097-594-3612
受付時間	毎週月曜日～土曜日 午前8時～午後6時 (1月1日～3日は除く)

○大分市障害者虐待防止センター

電話	097-585-6003
受付時間	(月曜日～金曜日) 午前9時～5時15分

14. 身体拘束等の適正化について

事業所及び出張所は、利用者に対する身体拘束適正化のため、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束適正化を検討する委員会を設置します。
- (3) 身体拘束適正化のための指針を整備します。
- (4) 職員に対する身体拘束適正化を啓発・普及するための研修を実施します。

15. ハラスメントについて

ハラスメント対策の為、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応を図ります。
- (2) 職員は、ハラスメントを防止するための研修を受講し、事業所内で共有を図っています。

16. 業務継続計画策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定します。
- (2) 当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

年 月 日

訪問型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

創生の里ヘルパーステーション

管 理 者 _____ 氏名 河 部 修 美 印

担当者職名 サービス提供責任者 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問型サービスの提供開始に同意しました。また、サービス担当者会議等において、個人情報を用いることについて同意しました。

お客様ご住所 _____

_____ 氏名 _____ 印

お客様代理人ご住所 _____

_____ 氏名 _____ 印
(続柄)

※この重要事項説明書は、お客様又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成 18 年 4 月 1 日制定	平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 4 月 1 日一部改正	平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正	平成 25 年 4 月 1 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正	平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 8 月 1 日一部改正	平成 27 年 9 月 1 日一部改正
平成 28 年 8 月 1 日一部改正	平成 29 年 4 月 1 日一部改正
平成 29 年 4 月 7 日一部改正	平成 29 年 6 月 27 日一部改正
平成 29 年 7 月 1 日一部改正	平成 29 年 8 月 21 日一部改正
平成 30 年 4 月 1 日一部改正	平成 30 年 8 月 01 日一部改正
令和元年 5 月 1 日一部改正	令和元年 10 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正	令和 3 年 6 月 16 日一部改正
令和 3 年 7 月 1 日一部改正	令和 3 年 12 月 29 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正	令和 4 年 10 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正	令和 6 年 6 月 1 日一部改正